

特別研修とは？



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円です。
※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再審査制度や再受講制度（2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修(17時間)：基礎的な視聴研修（eラーニング視聴）

第20回土地家屋調査士特別研修の講義は次のとおり。

憲法 (2時間)	ADR代理と専門家責任 (2時間)
民法 (3時間)	ADRの意義と機能 (4時間)
民事訴訟法 (4時間)	筆界確定訴訟の実務 (2時間)

- 2 グループ研修(15時間以上)：少数人数のグループで討論した上で課題を作成
- 3 集合研修(10時間)：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義
- 4 総合講義(3時間)：弁護士による倫理を主体とした講義
- 5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第20回土地家屋調査士特別研修日程

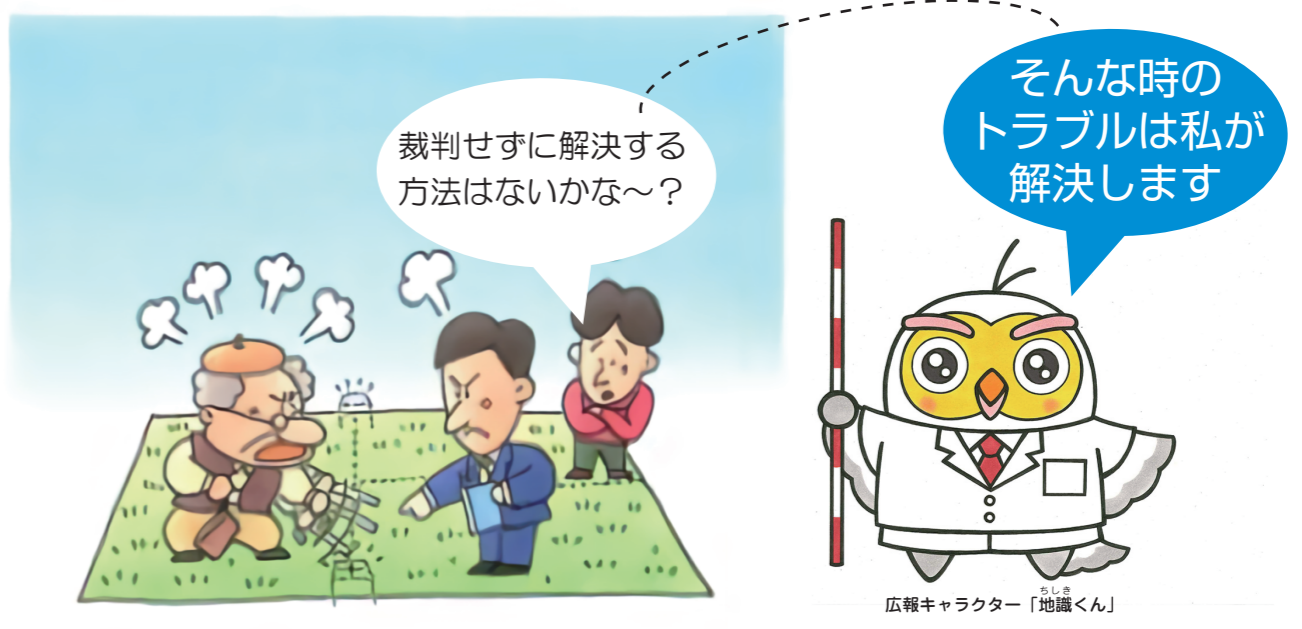
○ 基礎研修	令和7年6月30日(月)～7月13日(日)
○ ガイダンス	令和7年7月22日(火)
○ グループ研修	令和7年7月22日(火)～8月21日(木)
○ 集合研修・総合講義	令和7年8月22日(金)～24日(日)
○ 考査	令和7年9月6日(土)



ADR

民間紛争解決手続代理関係業務

法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！



時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決するADR認定土地家屋調査士を目指そう！



45時間の集中研修でADR代理人として必要な知識を習得します。

研修で培った能力を検定します。

基準を満たした場合ADR代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定されます。

特別研修の受講体験者の声



福井会 山本慶一会員（第9回特別研修受講・平成25年度）

私がADR認定土地家屋調査士特別研修を受けたのは、土地家屋調査士に登録した翌年でした。受講のきっかけは、その年の基礎研修が福井での開催だったこと、ADR認定は任意でとる資格なので、仕事も多くない今のうちに受けないと時間を割くのが難しくなるのではないかと、という単純な理由からです。

基礎研修では、憲法から民法、民事訴訟法などを学びました。それらを踏まえてグループを作成し、与えられた課題を討論し申立書・答弁書を提出するのですが、これが非常に悩ましい問題で、グループのメンバーと討論し四苦八苦しながら、なんとか作成したのは良い思い出です。

集合研修では、弁護士の先生による講義で、グループ研修で出題した課題を解説していただきました。課題に対し「これはどう思いますか?」「皆さんならどうしますか?」など質問され、しっかり一人一人に考えさせ、気の抜けない講義でしたが、時には冗談なども交えながら非常にわかりやすく解説していただきました。特に、時効取得に関しては注意深く解説していただき、今まで私が受けたどの講義よりもはっきりと理解することができました。

3日間連続の長時間にわたる講義でしたが、程よい緊張感の中、集中して取り組むことができました。

受講は大変ではありましたが、一人ではなく、グループの仲間と一緒に勉強できたことで、最後までやり切れました。今回の特別研修を受講し、認定を頂いたことにより、自分の中の知識を増やすことができました。また、それとともに、ADR認定土地家屋調査士を名乗る以上、まだまだ勉強しなければ!という思いも湧いてきて、土地家屋調査士として、少しだけ上達できたのかなと思います。

大阪会 富岡隆会員（第8回特別研修受講・平成24年度）

私が十数年前に土地家屋調査士試験を受験した当時は、試験範囲で出された法律は、不動産登記法・土地家屋調査士法そして民法でありました。ただ民法については、相続関係の部分のみであり、扱う法律の範囲は非常に狭かったものと記憶しています。

しかしながら、土地家屋調査士という業を実際にさせていただくときに、立会時に必ずと言っていいほど絡んできたのが、所有権界の話でした。

「塀がここまであるからここが境界だ」…皆さんが一度はお聞きになったフレーズかと思います。地租改正や区画整理など筆界が最初に創設されたときは所有権界と一致していたものが時の流れによって地形が変わったり、取り込まれたりして一致しなくなった現象はよく目にするものです。

その場合、土地家屋調査士試験で習う法律だけでは、当然に足らなくなり、周辺の法律を学習する必要がありますし、知らないと仕事にならないケースも多々出てきます。私は、特別研修の講義を受けて、周辺の法律…特に「時効取得」など権利に絡む法律はある程度知っておく必要があると痛感いたしました。

残念ながらADR認定土地家屋調査士になっても仕事にはならないというのは、現時点において事実ですが、国民の権利意識が高まっている現代において、専門家として最低限の知識は一般人よりも持つべきだと思います。

資格内資格を全員が持つことによって、土地家屋調査士のレベルや価値も周りから見上げることもなるだろうし、またその必要性も増し、それが仕事にも繋がっていくものと思います。

まだADR認定土地家屋調査士になられていない方には、もう一度検討していただき、ご自身や土地家屋調査士のレベルアップにも一役買っていただければと思います。

滋賀会 中原陽子会員（第13回特別研修受講・平成29年度）

私は未経験で、平成28年度の土地家屋調査士試験に合格し、訳も分からず、その勢いですぐ特別研修を受講するつもりでいました。しかし、残念ながら現時点で特別研修を受けても実務で活用できないという考え方も教えていただき、1年間様子をみていました。受講のきっかけは、実際、土地家屋調査士として登録させていただき、私の尊敬できる先輩が特別研修を受けておられたので、自然と受けるという考えになりました。

実際、研修は連続なのでなかなか大変で基礎研修のDVDは時々眠くなりました。その中で一番の発見は、土地家屋調査士の筆界の話は一度置いておくことが大切で、弁護士の、土地家屋調査士とは違う見方を知っておく必要があると感じました。

また、同期受講の方は様々なキャリアの先輩がいらっしゃり、面白かったです。特別研修後はなかなかお会いすることはありませんが、ご活躍されているのを感じられ、私の刺激になりました。講義のときは、講師の先生に当てられ、答えられずにいたときなど、前の女性の先輩が答えをこっそり教えてくださり助かったということがあり、学校のように楽しい経験になりました。

グループ研修では、申立書や答弁書など、書いたこともなく、意味も分かっていなくて、私にとって初めての違う分野の勉強ができ、とても新鮮でした。

特別研修を実際受けていると、最後の考査で認定を受けられる自信がだんだんなくなって不安になってきたりしましたが、どうにか認定を受けることができほっとしています。この特別研修だけではまだまだ理解できていませんが、この研修を少しでもヒントにして、通常の業務とは異なる視点で物事を見ることができるようになり、仕事においても幅を持つことができるのではないかと感じます。

山口会 荒川猛会員（第14回特別研修受講・令和元年度）

私は、平成28年度の土地家屋調査士試験にギリギリで合格することができ、すぐに登録し開業しました。経験不足から日々の業務において土地境界立会い等に不安を感じることがあり、もし争い事が起きて訴訟に発展してしまった場合、自分はどうすればよいか?訴訟について基本的なことを知る上でも、土地家屋調査士特別研修は必ず受講したいと考えるようになりました。

特別研修は、憲法、民事訴訟法について基礎研修のDVD講義があり、この時点で既に自分の知識が少ないことを痛感しました。ただ、講義の内容が境界問題を題材にしたものが多く、自分だったらどんな判断をするだろうか?と考えながらDVDを視聴していたので、集中して視聴することができました。グループ研修と集合研修では、同じグループのメンバーと意見を交わし、一つの事件に対して様々な考えがあることに気付きました。正直、同じグループのメンバーの意識が高く、グループ研修ではアドバイスしてもらうことの方が多かった気がします。申立書、答弁書など今までに取り扱ったことがなかったため、メンバーのおかげでスムーズに理解することができ、本当に仲間に恵まれたと思います。その節は本当にありがとうございました。考査は全然自信がなかったのですが、地元の先輩や同じグループのメンバーから勉強方法や参考テキストを紹介してもらい、土地家屋調査士試験に続いて、何とかギリギリの合格点で突破することができました。ADR認定の資格を得た以上、その資格に見合った仕事ができるよう今回の特別研修を糧にして、更に勉強していこうと思います。最後に、特別研修のためにご尽力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。